

大阪広域水道企業団告示第31号

令和6年大阪広域水道企業団告示第9号（市町村域水道事業における歳入等の納付事務の委託（コンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済サービス））の一部を次のように改正し、令和8年12月21日から実施する。

令和8年8月24日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
2 指定納付受託者の名称等					2 指定納付受託者の名称等				
名称	住所又は 事務所の 所在地	指定を した日	提携コンビニ及びスマ ホ決済提供元の本部所 在地、名称	チェーン名	名称	住所又は 事務所の 所在地	指定を した日	提携コンビニ及びスマ ホ決済提供元の本部所 在地、名称	チェーン名
株式会社 電算シス テム	(略)	(略)	(略)	(略)	株式会社 電算シス テム	(略)	(略)	(略)	(略)
			東京都千代田区紀尾井 町1番3号 P a y P a y株式会社	(略)				東京都千代田区紀尾井 町1番3号 P a y P a y株式会社	(略)
			(略)	(略)				<u>東京都千代田区大手町 二丁目3番1号 株式会社ゆうちょ銀行</u>	<u>銀行 P a y</u>
			(略)	(略)				(略)	(略)